令和８年１２月宇治市議会定例会

条例改正議案の新旧対照表

財政課

目　　次

議案番号	議　　案　　名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第７２号	宇治市火災予防条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市火災予防条例	1
議案第７３号	宇治市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例	3

宇治市火災予防条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第17条の3　(略)	第1条～第17条の3　(略)
(液体燃料を使用する器具)	(液体燃料を使用する器具)
第18条　(略)	第18条　(略)
2　(略)	2　(略)
(新設)	3　液体燃料を使用する調理に用いる器具にあつては、第1項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。
(固体燃料を使用する器具)	(固体燃料を使用する器具)
第19条　(略)	第19条　(略)
2　(略)	2　(略)
(新設)	3　固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前2項に規定するもののほか、前条第3項の規定を準用する。
(気体燃料を使用する器具)	(気体燃料を使用する器具)
第20条　(略)	第20条　(略)
2　(略)	2　(略)
(新設)	3　気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前2項に規定するもののほか、第18条第3項の規定を準用する。
(電気を熱源とする器具)	(電気を熱源とする器具)
第21条　(略)	第21条　(略)
2　(略)	2　(略)

宇治市火災予防条例新旧対照表

現行	改正案
(新設)	3　電気を熱源とする調理に用いる器具については、前2項に規定するもののほか、第18条第3項の規定を準用する。
第22条～第50条　(略)	第22条～第50条　(略)

宇治市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正案</th></tr>
<tr><td>
別表第1　(略)
別表第2(第4条―第8条関係)
1　石橋地区地区整備計画区域
<table>
<tr><th>計画区域</th><th colspan="2">制限</th></tr>
<tr><td>A地区</td><td colspan="2">(略)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">B地区</td><td>用途の制限</td><td>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。
(1)　(略)
(2)　介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設
(3)～(5)　(略)</td></tr>
<tr><td>壁面の位置の制限・高さの最高限度</td><td>(略)</td></tr>
</table>
2　(略)
3　国道24号沿道安田町地区地区整備計画区域
<table>
<tr><th colspan="2">制限</th></tr>
<tr><td>用途の制限</td><td>(1)　次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。
ア　工場(統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に</td></tr>
</table>
</td><td>
別表第1　(略)
別表第2(第4条―第8条関係)
1　石橋地区地区整備計画区域
<table>
<tr><th>計画区域</th><th colspan="2">制限</th></tr>
<tr><td>A地区</td><td colspan="2">(略)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">B地区</td><td>用途の制限</td><td>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。
(1)　(略)
(2)　介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第27項に規定する介護老人保健施設
(3)～(5)　(略)</td></tr>
<tr><td>壁面の位置の制限・高さの最高限度</td><td>(略)</td></tr>
</table>
2　(略)
3　国道24号沿道安田町地区地区整備計画区域
<table>
<tr><th>計画区域</th><th colspan="2">制限</th></tr>
<tr><td>ものづくりエリア</td><td>用途の制限</td><td>(1)　次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。
ア　工場(統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

宇治市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表

現行	改正案
規定する統計基準である日本標準産業分類(以下「標準産業分類」という。)に掲げる大分類E―製造業に属するものに限る。) イ　事務所(標準産業分類に掲げる大分類E―製造業に属するものに限る。) ウ　研究開発施設(標準産業分類に掲げる大分類E―製造業に属するものに限る。) エ　倉庫(標準産業分類に掲げる大分類E―製造業に属するものに限る。) オ　アからエまでに掲げる建築物に附属するもの (2)　前号の規定にかかわらず、次に掲げる建築物は、建築してはならない。 ア　廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設その他これらに類するもの イ　資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第6項に規定する再資源化をする施設その他これに類するもの	規定する統計基準である日本標準産業分類(以下「標準産業分類」という。)に掲げる大分類E―製造業に属するものに限る。) イ　事務所(標準産業分類に掲げる大分類E―製造業に属するものに限る。) ウ　研究開発施設(標準産業分類に掲げる大分類E―製造業に属するものに限る。) エ　倉庫(標準産業分類に掲げる大分類E―製造業に属するものに限る。) オ　アからエまでに掲げる建築物に附属するもの (2)　前号の規定にかかわらず、次に掲げる建築物は、建築してはならない。 ア　廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設(以下「一般廃棄物処理施設」という。)及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設(以下「産業廃棄物処理施設」という。)その他これらに類するもの イ　資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第7項に規定する再資源化をする施設(以下「再資源化施設」という。)その他これ

宇治市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表

現行		改正案	
			に類するもの
敷地面積の最低限度	1,000平方メートル以上	敷地面積の最低限度	1,000平方メートル以上
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離は、1メートル以上とする。ただし、次の各号に掲げる用に供する附属建築物のうち、地階を除く階数が1のものについては、この限りでない。 (1)　バス停留所の上屋 (2)　守衛所 (3)　自動車車庫 (4)　自転車置場 (5)　物置 (6)　東屋 (7)　通路で、外壁を有しないもの (8)　門又は塀	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離は、1メートル以上とする。ただし、次の各号に掲げる用に供する附属建築物のうち、地階を除く階数が1のものについては、この限りでない。 (1)　バス停留所の上屋 (2)　守衛所 (3)　自動車車庫 (4)　自転車置場 (5)　物置 (6)　東屋 (7)　通路で、外壁を有しないもの (8)　門又は塀
高さの最高限度	20メートル以下	高さの最高限度	20メートル以下
塀の構造の制限	地区計画の地区施設として定める区画道路に面して塀	塀の構	地区計画の地区施設として定める区画道路に面して塀

宇治市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表

現行			改正案		
	(門柱及び意匠上これに附随する部分を除く。)を設ける場合は、ブロック塀その他これに類するものは設置してはならない。ただし、法令等で定めのある場合は、この限りでない。			造の制限	(門柱及び意匠上これに附随する部分を除く。)を設ける場合は、ブロック塀その他これに類するものは設置してはならない。ただし、法令等で定めのある場合は、この限りでない。
			物流・ものづくりエリア	用途の制限	(1)　次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 ア　工場(流通業務(物資の流通の効率化に関する法律(平成17年法律第85号)第4条第1号に規定する流通業務をいう。以下同じ。)の用に供するもの又は標準産業分類に掲げる大分類E―製造業に属するものに限る。) イ　事務所(流通業務の用に供するもの又は標準産業分類に掲げる大分類E―製造業に属するものに限る。) ウ　研究開発施設(標準産業分類に掲げる大分類E―製造業に属するものに限る。) エ　倉庫(流通業務の用に供するもの又は標準産業分類に掲げる大分類E―製造業に属するものに限る。) オ　アからエまでに掲げる建築物に附属するもの (2)　前号の規定にかかわらず、次に掲げる建築物は、

宇治市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表

現行	改正案		
			建築してはならない。 ア　一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設その他これらに類するもの イ　再資源化施設その他これに類するもの
		敷地面積の最低限度	10,000平方メートル以上
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から農道又は地区計画の地区施設として定める区画道路6若しくは区画道路7との境界線までの距離は10メートル以上とし、その他の道路境界線又は隣地境界線までの距離は3メートル以上とする。ただし、次の各号に掲げる用に供する附属建築物のうち、地階を除く階数が1のものについては、この限りでない。 (1)　バス停留所の上屋 (2)　守衛所 (3)　自動車車庫 (4)　自転車置場 (5)　物置 (6)　東屋 (7)　通路で、外壁を有しないもの

宇治市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表

現行	改正案
備考　(略)	備考　(略)

		(8)　門又は塀
	高さの最高限度	45メートル以下
	塀の構造の制限	地区計画の地区施設として定める区画道路に面して塀(門柱及び意匠上これに附随する部分を除く。)を設ける場合は、ブロック塀その他これに類するものは設置してはならない。ただし、法令等で定めのある場合は、この限りでない。